

## 令和5年度第2回村上市障がい者計画等審議会\_議事録

日時：令和5年11月21日（火）午後1時半

場所：村上市役所 4階 大会議室

### ○参加審議会委員 出席者

村上市身体障害者団体連合会 副会長 遠山 善市  
村上市手をつなぐ育成会 会長 佐野 一彦  
学校法人新潟総合学園新潟医療福祉大学 教授 青木 茂  
村上市民生委員児童委員協議会連合会 副会長 佐藤 竹四  
社会福祉法人村上岩船福祉会 障害者支援施設浦田の里施設長 柳沼 俊宏  
一般社団法人村上岩船郡医師会 村上はまなす病院院長 須貝 拓朗  
村上市特別支援学校 校長 大谷 誠  
村上公共職業安定所 所長 小林 康夫  
村上地域振興局健康福祉部 地域保健課課長代理 寺澤 恵  
村上特別支援学校PTA 本間由美子  
児童発達支援センター 法人代表理事相談支援専門員 齋藤 武

### ○参加審議会委員 欠席者

村上市精神障がい者家族会 会長 渡辺 啓介  
村上市社会福祉協議会 朝日地区ボランティア連絡協議会会長 富樫 忠彦  
村上商工会議所 専務理事 高橋 淳一

### ○村上市 出席者

福祉課福祉政策室室長 石田  
福祉課福祉政策室副参事 鈴木  
福祉課障がい者基幹相談支援センター係長 田巻  
福祉課福祉政策室主査 高橋

○会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 報告
  - (1) アンケート調査の集計結果について
4. 議事
  - (1) 第7期村上市障がい福祉計画におけるサービス見込量について
  - (2) 第3期村上市障がい児福祉計画におけるサービス見込量について
  - (3) 第4次村上市障がい者計画における施策の体系について
5. その他
  - (1) 今後のスケジュールについて
  - (2) 村上市重層的支援体制整備事業の実施計画（案）について
6. 閉会

## 1. 開会

**事務局（石田）：**皆様、定刻前ではございますけれども、本日の参加予定者の皆様お集まりいただきましたので、ただいまから令和5年度第2回村上市障がい者計画等審議会を開会いたします。私、福祉課福祉政策室長の石田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

ここで欠席の連絡をいたします。皆様方に名簿が配られていると思いますが、ご欠席は名簿3番の渡辺委員、名簿7番の富樫委員、名簿8番の高橋委員です。あらかじめ欠席の連絡を頂いております。

それでは、これから議事に入りますので、会議の進行を青木会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 2. 会長挨拶

**青木会長：**皆様、ごめんください。第2回目の障がい者計画等の審議会になりますが、本日はアンケート結果がまとまっております。またこれを踏まえまして、今後当村上市におけるさまざまな福祉サービスの総量的なものを、皆様方からいろいろご意見を頂くとともに、またそれにまつわるさまざまな人権的なもの、いろいろな角度から、今日は素案が準備されておりますので、あらかじめお目通しいただいたかと思いますが、忌憚のないご意見、またご提案をいただければありがたいと思います。では、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 3. 報告

### （1）アンケート調査の集計結果について

**青木会長：**では、議事のほうに移りたいと思います。事務局は、本日の出席委員の報告は終わったということですのでよろしいですか。お願いします。

**事務局（石田）：**本日の委員のご出席の状況ですが、審議会委員14名中、ご出席の委員は11名でございます。半数以上の委員のご出席がありますので、村上市障がい者計画等審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

**青木会長：**ありがとうございます。では、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきたいと思っております。

**青木会長：**では、日程3、報告になります。報告、アンケート調査の集計結果につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

**事務局（鈴木）：**はい、ありがとうございます。福祉課の障がい担当の鈴木と申します。

まず初めに、資料のご確認のほうをお願いしたいと思います。先日、封筒のほうで会議資料を送らせていただきました。先日送らせてもらったものが、第4次村上市障がい者計画と第7期村上市障がい福祉計画、第3期村上市障がい児福祉計画、3段こう書いてあります。素案というものを先日送らせていただきました。そこにアンケート、障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書というものもお付けしました。また先日、8月28日に行いました、第1回の審議会の議事録のほうもお送りさせていただきました。

本日会場のほうで追加配布させていただいた資料がございます。本日お配りさせてもらった資料が、A4の紙1枚ものの次第です。それから委員の名簿、それからもう1つ素案、あらためてお配りさせていただきました。この素案のほうなんですけれども、前回皆様に郵送させていただいたあとで、さらにまた分析等加えまして、修正加えたものになっておりますので、本日は皆様のお手元に郵送されました素案と、それから今日お配りした素案と、2つ見比べながらということで、進めさせていただければと思います。

それでは、アンケート調査の結果報告書ということで、先日郵送させていただいた資料をご覧ください。もしお手元にない方がいらっしゃいましたら、予備がございますので、言ってください。

それでは、障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書ということで、構成としましては、第1章の調査概要から第3章の障がい児の調査結果までとなっております。ページ数でいいますと、106ページまでとなっております。第1章、調査概要から始まりまして、第2章は障がい者のほうの調査結果、第3章のほうは障がい児の調査結果となっております。結構ボリュームがある資料となっております。

アンケート調査報告書の1ページなんですけど、こちらのほうに調査の目的が書いてございますが、このアンケートにつきましては、第4次村上市障がい者計画と、第7期の障がい福祉計画、それから第3期の障がい児福祉計画のそれぞれの策定に当たりまして、地域の障がい者の方の実情とかニーズを把握するのが必要なもので、アンケートを実施しましたということを書いてございます。

調査方法ですが、アンケート用紙を郵送させていただきまして、返送、返信していただいて、回収するというので集計いたしました。調査時期は9月13日から9月29日の間に行わせていただきました。

発送数なんですけど、障がい者の方には400名、それから障がい児の方には100名の方にお送りしました。全部で500名に実施してあります。

障がい者の方につきましては、手帳をお持ちの方にお送りさせてもらいまして、障がい児のほうにつきましては、手帳を持ってらる方、プラス手帳はないけれどもサービスを使ってらっしゃるという方も含めまして、合計で100名に送付しました。

調査票の回収状況なんです、1ページに書いてあります有効回収数というところにあるとおり、障がい者の方は234名の方が回答していただきました。それから障がい児の方につきましては、45名から回答をいただきました。回収率は、それぞれ、障がい者のほうは58.5%、障がい児のほうは回収率45.0%となっております。

アンケートの調査項目なんです、目次にありますとおり、対象者の属性というから始まりまして、多岐にわたっておりまして、障がい者のほうにつきましては、結構ボリュームのあるアンケート調査になっておりました。こちらに示しましたアンケートの項目のほかに、自由意見を求めるところがございます。その部分を、65・66ページに障がい者の自由意見、それから103・104ページのほうに障がい児のほうの自由意見を、「市への意見・要望」として掲載させていただきました。

項目ごとの説明は省略させていただきますが、この「障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書」の一部を抜粋しまして、皆様にお送りしてあります、福祉計画、それから障がい者計画の素案のほうに、一部を抜粋して掲載してあります。素案のほうでは、21ページから36ページのところに、アンケート結果から抜粋した部分を掲載させていただきました。

以上、簡単ではございますが、アンケート調査の集計結果について、説明を終わらせていただきます。

**青木会長：**ありがとうございました。では、今アンケートの回収率が、おおむね半分は超えています。その中で、特に意見や要望の自由記述のところ結構細かくいろいろ書かれておりますが、皆様方お目通しいただいている中で、特に何かご質問、またご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

この辺がいわゆるニーズと言われる形で、今後計画の中に反映できるものは反映していくということになると思っておりますが、いかがでしょうか。大変多岐にわたったアンケート調査になりますので。

では、本間委員、お願いいたします。

**本間委員：**村上支援学校PTAの本間です。よろしくお願いたします。69ページに「ばすのーと」のことが書いてあるんですが、意見のところにも書いてあったんですけど、ノートの必要性というものは、論じられたことがあるのかなと思うんですけど、どうなのでしょう。「ばすのーと」を持っているという方は、73.3%になってまして、活用されてるかどうかというのがはっきりわからないんですが、そういったところが知りたいんですが、どうなのでしょう。私は「ばすのーと」頂いたんですけど、書きにくくて、書いてなくて、将来何か、私が何かあったときに、子どものことを伝えられるように、自分で書いて作ってるんですけど、「ばすのーと」が、それでも書いたほうがいいのか、以前から保護者の意見とかを聞いてられてるのかなというところが感じるころなんです。

が、どうなんでしょうか。

**青木会長**：今のご質問に関して、事務局いかがでしょうか。

**事務局（鈴木）**：ありがとうございます。「ぱすのーと」に関して、最初につくり始めたときから比べますと、結構内容が増えております。それで、書きづらいというお話もありまして、サイズのこともあり得るかもしれないんですが、母子手帳サイズですと少し小さすぎるのかなということもありまして、今のサイズになっております。

必ずしも全部記入しなければならないということではないんですが、使いやすいところから書いていただければと思って、お配りさせてもらっております。今後なんですけれども、紙といいますか、結構読み物のページも多いものでございますから、その辺読み物の部分は、スマートフォンとかからも見れたり、市のホームページからも、必要な発育段階に応じたところのページをすぐ探せるような形で直しをしていきたいなと、本年度取り組んでおります。よろしく願います。

**本間委員**：活用はされてるんでしょうか、やっぱり。ほかの保護者の方はやっぱり活用されて、やっぱり書くんですかね。

**事務局（鈴木）**：そうですね。実際活用をすごくされてるということは、使い込んでいらっしゃるということで、活用事例もお聞きしているところではあるんですけれども、無料ということでお配りしておりまして、あとインターネットからもダウンロードできるということで、どのぐらいの方にお使いいただいているかというところまでは、すみません。

**事務局（石田）**：それで、一応この「ぱすのーと」も、一応毎年見直ししてブラッシュアップしてますし、また支援者のほう、各保育園もそうですし、各学校にもこのぱすのーとの説明も、皆さんしております。そして今日、放課後等デイサービスさん、今日、（こども発達支援所）はるさん、斎藤さん来ておりますけれども、そこでも支援している場合には、この「ぱすのーと」をすすめていただいて、これは切れ目ないように、これを学校や保育園に書いてあるのを出せばもうわかるように、保育園の先生とか学校の先生にも周知をしてありますので、ぜひご利用していただければなと思っております。

**本間委員**：私もデイサービス勤めてるんですけど、私もデイサービスでこれを見てくださいという人はあつたことがないです。あと、もういっぺん保護者の意見を取り入れてくれたらなと思いますけど。あと、きつい意見で、どこだかのページに、「ぱすのーと」に使うお金があつたらこんなことに使ってほしいとかって書いてあつたんで、「ぱすのーと」自体についても、いっぺん保護者の話を聞いていただけたらありがたいのかなと思うんです。以上です。

**事務局（石田）**：はい。承知しました。ちょっと今支援者の話だけ大体聞いているような形でございますので、ご参考にさせていただいて、今後検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

青木会長：はい、ありがとうございました。今の「ばすのーと」の活用なんて動きですが、斎藤委員は何かこの辺、状況ご存じでしょうか。

斎藤委員：私も職員でもあり、保護者という立場でもあるんですが、確かに本間さんの言われたところ、思うところもありますし、やはり修正していく、今もしてると思うんですけど、そういった意見を取り入れながら、使いやすいように修正していくべきなのかなと思います。

いずれデジタル化とかも言われておりますけれども、確かにだんだん量が増えてきてるところ、あと字の大きさとか中身とか、詳しく書いてあるがゆえに逆になくなりすぎてるところもあると思うので、その辺のバランスがうまくいくような情報も、意見交換が必要なのかなと思います。以上です。

青木会長：はい、ありがとうございました。というようなお声もあるようですので、諸事は聞いているけど、いわゆる活用側とかというのは、次期以降のまたアンケートの報告に反映することも大事かなと思いますので、今のご意見、貴重なご意見として受け止めたいと思います。ありがとうございました。

では、ほかのアンケート項目についていかがでしょうか。今のような活用とか、この辺はどうなってるんだというような確認でも結構でございますが。非常に量的に膨大ですので、全部細かく目通しいただけなければならなりませんけれども。もし特になければ、また一番最後のところで、もし時間がありましたら、思い出したらまたご発言いただいても構いませんので。

では、先に進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

#### 4. 議事

(1) 第7期村上市障がい福祉計画におけるサービス見込量について

(2) 第3期村上市障がい児福祉計画におけるサービス見込量について

青木会長：では、続きまして、会議の次第の4(1)のほうに入らせていただきたいと思います。本日議事につきましては、「(1)第7期村上市障がい福祉計画におけるサービスの見込量について」と、あと「(2)第3期村上市障がい児福祉計画におけるサービス見込量について」、こちらを併せて議題としたいと思います。では事務局、説明のほうお願いいたします。

事務局(鈴木)：それでは、本日お配りしました3つの計画の素案のほうの、こちらをご覧くださいながらお願いいたします。83ページのほうに、第3遍ということで、「障がい福祉計画、障がい児福祉計画」ということで、タイトルが入っております。こちらのほうから説明したいと思ます。

「障がい福祉計画におけるサービス見込量」ということで、ここの「者」

のサービス量につきましては、主に 85 ページのほうから始まっております。お子様の「障がい児福祉計画」というのが、こちらにおけるサービス見込量につきましては、主に 99 ページのほうからの内容となっております。こちらのほう、障がい福祉計画と障がい児福祉計画、大人と子どもと、それからちょっと一緒に混ざり合っているような部分もございいますので、その辺順番に見ていきたいと思っております。

皆様に郵送で送らせていただきました素案のほうを見ますと、アスタリスクが入っていたり、数字が書いていなかった部分もあったりしまして、その辺を今回、本日お配りしました素案のほうでは訂正させていただいております。それから 85 ページのほうなんですけど、こちらが「障がい福祉サービスの数値目標」というタイトルで始まりまして、こちらは「施設入所者の地域生活への移行」ということで、今施設に入られてる方がグループホーム等へ移行するための、数値目標を書いております。こちらのほうは、国のほうでも数値目標定めておりまして、先日も新潟県のヒアリングを受けまして、このような数値、国の目標をクリアするような形での数値目標を書いております。

86 ページになりますと、国のほうでも進めております、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」というのが 2 番にございいます。3 番、「地域生活支援の充実」ということで、地域生活支援拠点とか、そういうところでの話が載っております。

87 ページにいきますと、「福祉施設から一般就労への移行」ということで、就職・就労関係のが、87、88、それから 89 ページあたりまで、就職・雇用の関係が書いてございます。

90 ページになりますと、障がい児支援の体制について書き始めております。こちらのほうは児童発達支援センターを、各市町村ごとに設けなさいというようなものですとか、91 ページに行きますと、国のほうでも目が向けられております、「医療的ケア児の支援」ということが書いてございます。その下は、障がい者、それから障がい児のほうを支えていただいております相談支援専門員の方とか、そういう「相談体制の充実強化」ということでの目標値が書いてあります。92 ページにいきますと、「障がい福祉サービスを向上させるための体制の構築」ということで、第 1 章のほう終わりになっております。

93 ページから、「障がい福祉サービスの見込量」ということで、数値がたくさん並んでおります。それぞれの数値目標書いてあるんですけど、第 6 期の実績値というのから始まりまして、その横に令和 6 年度、7 年度、8 年度という数字が順に書いてございます。第 6 期の実績値というのが、一番最新の結果がまとまったものとしまして、令和 4 年度の数字、実績が、6 期の実績値ということで書いてございます。今年度のはまだかたまっておりませんので、一番新しいのは令和 4 年度ということで、ここに書かせてもらっております。最近の実績を踏まえまして、今後 3 年間



の、この計画に載せるべき数字が、6年度、7年度、8年度というふうに、3つ数字が記載されております。こちらのほうも、障がい者のほうのサービス、居宅介護から始まりまして、次 94 ページ見ますと生活介護、それから 95 ページに行きますと自立訓練、それから就労移行とか就労系のところでページ、表が終わるような感じになっております。

今回の国のほうの方針で、生活介護のほう、94 ページのほう見ますと、生活介護の内訳としまして、新規という括弧がついているんですが、強度行動障がい有する方とか、高次脳機能障がい有する方とか、医療的ケアを必要とする方なんていう細かい内訳まで書くようにというふうな指示がきております。

そして、96 ページにいけますと、短期入所のページが始まります。短期入所のほうも同じく、障がい区分の「強度行動障がいは」「高次脳機能障がいは」というので、細かい内訳まで載せるようにというふうな話になっておりました。

97 ページが、居住系サービスということで、ここに書いてあります、共同生活援助というのが、グループホームの数値になっております。こちら、障がいごとの詳しい内訳を書くようにということで、枠を設けております。

98 ページは相談支援について。それから 99 ページからは障がい児の支援ということで、数値目標が始まります。

99 ページの障がい児支援は、児童発達支援というところで、小学校に上がる前のお子さんに対する支援ですね、こちらのほうから始まりまして、医療型児童発達支援、それから放課後等デイサービス、その下が保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、それから児童の相談支援、障がい児の入所支援ということで、このページは終わっております。

次のページ、100 ページにいけますと、医療的ケア児に関することなんですが、こちらについて支援して下さっております、医療的ケア児コーディネーターの配置ということで、項目が1つ設けられております。

100 ページの下段なんですが、発達障がい児のほうに対する支援ということで、ペアレント・トレーニング、プログラム、ペアレントメンター、ピアサポートということで、4項目出ております。

最後、続いての 101 ページは、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」ということで、国のほうでも進めております、こういう「にも包括」ということで、省略して呼んだりもするんですが、このシステムの構築目標というものが記載してございます。

102 ページは「相談支援体制の充実」、それから 103 ページ、「障がい福祉サービスを向上させるための取り組み」というところになっております。

次の 104 ページからなんですが、地域生活支援事業ということで、村上市のほうで行っております、これまで申し上げてきたサービスとはま

た違うサービスがあるんですけれども、こちらのほうのそれぞれ見込量ということで、理解促進研修・啓発事業から始まりまして、自発的活動支援事業、相談支援事業、それから成年後見制度利用支援事業、成年後見制度の法人後見支援事業、意思疎通支援事業と続いてまして、106 ページまで、日常生活用具給付等事業、それから 107 ページからは、手話奉仕員の養成研修、移動支援、それから地域活動支援センターの機能強化事業となりまして、最後 108 ページで終わりになるんですが、任意事業としまして、訪問入浴サービス、それから日中一時支援ということで、数値目標が終わりになります。

ちょっと長くなりましたが、数値目標につきましては、こちらのようになっていますので、よろしくお願ひします。

**青木会長：**ありがとうございます。では、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の数値目標、見込量といった数値が今説明がありました。だいぶ細かい数字がたくさん載っておりますが、これにつきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問がもしありましたら、ご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。障がい者、障がい児、どちらの福祉計画からでも結構でございますが、いかがでしょうか。

はい、では寺澤委員、お願ひします。今マイクが渡ります。

**寺澤委員：**村上地域振興局健康福祉部の寺澤です。いつもお世話になっております。確認させていただければと思ったんですが、86 ページの「にも包括」のあたりなんですけど、数値目標の確認というよりは、構築にあたっての説明文のあたりですかね。精神病院から退院後に、地域の一員として安心して暮らせるようにということ書かれている一文なんですけれども、国が出して、国でよく見ている「にも包括」の説明文と、結構変わっているところがあるのかなというようなところで、国の基本指針に定める目標値ということで、定められている数値も出ているところなので、こういう文面にさせていただいたのかなとも思ったんですけれども、国のほうでよく出されている文面というのが、「精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、福祉、介護、住まい、社会参加、地域助け合い、教育が包括的に活用された地域包括ケアシステムの構築を目指す」といったような文面になっているんですけれども、文面だけ見ると、国の指針もあるのかもしれないんですけど、精神病棟から退院後にということ、地域移行にかなり重点が置かれた文面になっているのかなというようなあたりで、その辺の、どういう経過でこういう形の文面になったのか、教えていただければありがたいと思って発言させていただきます。よろしくお願ひします。

**青木会長：**では、事務局いかがでしょうか。この書きぶりですと、まさに病院からの退院というところが中心で書かれているということですが、地域包括ケアシステムというのは、ある種退院ということだけではなく

て、地域生活全般だと思っんですけど。

**事務局（鈴木）：**すみません、ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、「にも包括」、もう少し広い考え方かなということは思っております。

後半の数値目標等もございましたので、101 ページのあたりに、数値目標のほうとつながるような形で書いてしまった部分もあるんですけども、委員のおっしゃられたとおり、もう少し「にも包括」としての広いニュアンスを入れた形での表記に直していきたいと思っております。ありがとうございます。

**青木会長：**はい、ありがとうございます。101 ページのところに、具体的な数値目標が、このように医療から地域移行というところにとらわれてしまったのかなという感じがしますので、じゃあ 86 ページの 2 のところの、「にも包括」のところについては、地域包括ケアシステムを、もうちょっと広い概念でとらえられるような記載にあらためていただけるように、じゃあ事務局お願いいたします。寺澤委員、ありがとうございます。

では、ほかにご意見、ご質問のほうございますでしょうか。はい、では齋藤委員、お願いいたします。

**齋藤委員：**94 ページの生活介護のところなんですが、生活介護の 7 期計画というところで、新規に強度行動障がい、高次脳機能障がいというのが書いてあるんですが、6 期のところで斜線になっているのは、現在は無いという判断なのか、調査してないからわからないのか、いかがでしょうか。

**事務局（鈴木）：**ありがとうございます。第 6 期の実績、すみません、ちょっと説明が足りなくて。いろんなところでこの斜線が出ているところがあるんですが、こちらは第 6 期の計画をつくったときに、数値目標として項目設定されてなかったところという意味で、斜め線を入れております。項目設定されていたけれども実績がなかったところにつきましては、0 というふうに入れてあります。ちょっと表現といいますか、表の見方として、斜線がよろしいのか、それともここは 0 で統一してよいのか、その辺ちょっと悩みまして、このような形で使い分けました。

**齋藤委員：**計画のところで、強度行動障がいも、高次脳機能障がいもなんですけれども、今運営していて、（対象者が）居るなというところがありますし、うちの利用者は少ないので、でもほかの広く見れば結構いるなと思っんですよね。あと医療的ケアの方もいますし、1 人だけではなくて、多分もう少しいるかな。あとその下の「その他の重度行動障がい」というのがどういうものなのか、もう一度お伺いできればと思っております。

**事務局（鈴木）：**重度行動障がいの欄なんですけど、いろんなところに出てくるんですが、国のほうで入ってきた新しい項目ということで、ケースが今のところないんですけど、ちょっと調べさせていただきます。

**齋藤委員**：はい、ありがとうございます。ちなみに、強度行動障がいの判定が、前、多分されていたと思うんですけど、聞き取りによってやると結構ばらつくと思うんですよね。多分家の人から見ればそんなに問題ないことだったりとか、もう慢性的にその行為に慣れていたりとか、あと場面によってはあまり出ないとか、そういったところの判定が結構甘く出ることもあると思うので、場面によっては結構出るというところもあると思うので、その辺の評価するときに、判定をうまく出せるように、ちゃんと評価できるようにといいますか、になっていくといいなと思います。高く出たほうがいい、軽く出たほうがいいとか、それぞれあるんですが、その障がいの、ちゃんと支援を受けられるような体制をつくれるようにしたほうがいいのかなと思います。以上です。

**青木会長**：はい、ありがとうございました。では、事務局よろしいでしょうか。斜線のところの表し方なんですけれども、確かに斜めに引かれてしまうと、そういう対象の方がいらっしゃらないのかなというのは、確かにほかの人が見てもそう思うので、かっこのところに文字で表すのどうでしょうね。例えば（未積算）とかね。実績積み上げてない、新たな新規事業で、7期からはこれを反映させていくといったもので、0ではないんですよね。今のお話だと、現にいるんだけど、ただ第6期のときはそういう形で分離してないというだけの話なので、要は積み上げていないということがわかるような何か表記をされたらいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

**事務局（鈴木）**：ありがとうございます。おっしゃるとおり、0ではないことなので、（未積算）とか、ちょっと文言で書く形を考えさせていただきます。ありがとうございます。

**青木会長**：はい、よろしくお願ひします。では、ほかはいかがでしょうか。特に就労の部分なんかは、小林委員、ご覧になって、何かご発言はよろしいでしょうか。

**小林委員**：サービス取り組みの話。その前のやつでもいいんですか。

**青木会長**：何でも結構です。

**小林委員**：では、以前送っていただいた資料のほうでいうと、63ページから「雇用就労支援」とあって、本日いただいた資料だと65ページから就労支援。内容は同じようですので、以前送っていただいたほう、63ページのところでお話しさせていただきます。

1番、雇用拡大の中で、⑤に、「市など公的機関における雇用拡大の推進」とあって、この計画自体は、第3次の計画と同一の内容になっているのかなと思うんですけども、この中で⑤番は「市などの公的機関における事務や作業などについて、障がいのある人の雇用を行います」ということで記入されているんですけども、今の、令和2年から、国の機関とか地方公共団体に対して、「障害者活躍推進計画」を策定してくださいということが示されております。村上市ももちろん計画作成してい

らっしゃっていて、ホームページでも公開されています。それを拝見すると、市での雇用というのももちろんありますが、もう1つ定着に関する取り組みも目標として掲げていらっしゃるようですので、ここ、雇用拡大推進とありますけども、雇用拡大のほかに、定着に関する取り組みも入れてみてはいかがかなという、要望になります。

続けていいですか。続けて次の64ページのところで、③ですね、「障がい者雇用事業所への支援」とあって、市が行う物品調達や工事、そういったことについて、「障がいのある人の雇用促進に努めている事業所に対し、業者選定における優遇措置を検討します」というふうに書いてありますけれども、この業者選定における優遇措置というのが、何やるかよくわからないんですけれども、先ほど申しあげた「障害者活躍推進計画」について、国から指針が出ていまして、その指針の中には、前も言ったんですけれども、障がい者就労施設での発注が必要であるというふうに書かれています。これ何が言いたいかという、障害者優先調達推進法に基づく方針の形、その法律に基づく発注の行為というんですけれども、これに関しても村上市では、障害者優先調達推進法に基づく方針というものを掲げていらっしゃる、すでに実績もあるというふうに伺っています。その実績もホームページで公表されていますので、ここに関していうと、「検討します」ではなくて、もうすでに実施されているのではないかということです。

あと、先ほど「障害者活躍推進計画」の指針の中で、2番目にあるのが、「法定雇用率以上であることを、公共調達の参加資格に含めることが望ましい」ということが書いてあるんですけれども、この場合も、村上市さんも、例えば建設工事の入札参加資格申請を見ると、障がい者雇用状況報告書の検討を求めている部分もありますので、公共調達の参加資格に、法定雇用率以上であるということが、一部ではあるかもしれませんが、含まれているので、これについても「検討します」というより、すでに行っているんじゃないかなというふうに思います。

あともう1つ、これは要望なんですけれども、「障害者活躍推進計画」の指針の中で、公共調達において、簡単に言うと、障がい者の雇用の優良認定事業主、評価のある事業主については、入札にあたって加点をすることが重要であるというふうに書かれています。障がい者雇用の優良認定事業主というのは、令和2年から始まった制度でして、ひらがなで

「もにす認定」というのがあるんですけれども、「ともにすすむ」の真ん中の3文字として「もにす」と呼んでるといっているので、まだ始まったばかりなので、全国でも300ちょっとの認定、新潟県内では8事業主が認定されているものです。まだ村上には残念ながら認定事業主がないんですけれども、そういった認定を取っている事業主の、公共調達入札においては、加点をすることが重要であり、推奨してるといような指針にな

っております。これについてはまだ村上市では、検討してるというふうに伺ってますので、この今回の計画に関して、「優遇措置を検討します」というのは、ここに当たるのかなと思うんですけども、すでに実施しているものがあるし、検討中のものもあるということであれば、ちょっと整理してわかりやすくしていただけたらなという要望ありますし、ぜひ「もにす認定」、今後認定されていく事業主も出てくることになると思いますし、われわれが認定を進める際にも、加点するというメリットがありますということを言いやすくなるので、ぜひ検討を進めていただきたいというところになります。以上です。

**青木会長**：ありがとうございます。では、事務局のほう、今のコメントにつきまして、何かご発言ありますでしょうか。

**事務局（石田）**：ありがとうございます。今ほどですと、障がい者の計画のほうに飛んだ形になったので、今ご意見頂きましたので、また「者」のところでも、今入れておきますので、大変ありがとうございました。

**青木会長**：すみません、このあとですね。ちょっと先取りしてしまいました。

実際に行っているところがあるんだけど、もうちょっとやっていると、ころはしっかりと実績を書いたほうが良いというご意見でしたので。すみません、私のほうもちょっと進行がまずくてすみませんでした。

では、あらためまして、ご意見、ご発言等ございますでしょうか。計画の推移状況のところでございますが。どうぞ。

**柳沼委員**：生活介護の強度行動障がい有するところの質問ですけど、障がい者支援施設浦田の里、柳沼です。うち、施設やって、生活介護と入所支援やってるんですけど、そちらのほうで実際もう4年度の時点で、強度行動障がいを持たれてる方の、実際、利用あるんで、そういったところの数値もここに入れてもいいのかなというふうに思うんですが。

**事務局（鈴木）**：ありがとうございます。今柳沼委員から頂いたご意見、それから齋藤委員から頂いたご意見とかも活かしまして、ちょっと請求データとかそういうところからの数字、もう一回取り直しまして、実績あるものにつきましては、もう少し計画値のほうに反映するような形で、0ではなくて、1以上の形で数字表すように直したいと思います。どうもありがとうございます。

**青木会長**：ありがとうございます。では、ほかはいかがでしょうか。

では、私からちょっと1点だけ確認なんですけど、今日配布された、いわゆる新しいといいますが、完成版というか、素案の上での完成版の、93 ページなんですけど、第2章の障がい福祉サービスの見込量のところ、ここの訪問系サービスの中でも、同行援護が出てくると思うんですけども、何でも計画の数字というのは右肩上がりであればいいということでは決してないと思うんですけども、この同行援護のところの月あたりの時間数がちょっと減ってますよね。この辺の理由とか原因という

のは、どんな形になってますでしょうか。

**事務局（鈴木）：**はい、ありがとうございます。こちらの同行援護なんですけれども、直近の、直前の、今現在動いております第6期障がい福祉計画のほうを参考にしていた部分もありまして、そちらのほうですと、同行援護のほうは、令和3年度、4年度、5年度という目標値書いてあるんですが、それぞれ24時間、24時間、32時間というふうな、少し上がり調子になっております。その流れを受けまして、（令和6年度の）32時間というのは令和5年度の目標値の32時間というのを、生かした形で、多少上がり調子といたしますか、そういう見込み方をしておりまして、第6期の実績からすると少し落ちてしまうような格好にはなっております。同行援護に限らず、少し第6期の実績値から下がっているところもありますが、直前の計画（の目標値）と並べますと、徐々に緩やかに上がっているような目標値にはなってるんですが。実際の実績値と比べて差が大きいものにつきましては、少し直すような方向も、県のほうとも協議しまして、検討したいと思います。

**青木会長：**ありがとうございます。見込量ですので、必ずしも私も、むしろサービスを利用される方が徐々に減っていくということ自体は、決してマイナスのことではないと思うんですが、何となく数字だけ見てみると、減るといのが、サービスの手厚さが薄くなるような感覚もあったりすると思うので、その辺の第6期と7期に分かれるところの、大幅なかい離に何か理由があるのであれば、明確にされたほうがいいと思いますので、その辺もう一回、いま一度精査してみるといいと思います。

あとほか、皆様方いかがでしょうか。では、齋藤委員、お願いします。

**齋藤委員：**たびたびすみません。障がい児のほうで、ここに、85ページから記載されるのが、国のサービスとかだと思っておりますけれども、90ページの5というところで、インクルージョンを推進する体制の構築等々書いてあったりとか、何かサービスの量が減る話とかから思ったことなんです。今回学童保育と放課後等デイサービスを利用してるお子さんの、学童保育の利用料金に減額というかそういうのをさせていただいて、非常にありがたいなとわれわれは思ってるんですが、その国サービスと市町村のこのサービスを併用しながら、インクルーシブがなされたりとか、放課後等デイサービスも増えていけばいいという話では自分もないと思うので、国全体も税金が非常にここに使われてて、だいたい次の改定でも減らすような形でもってくると思うんですけれども、放課後等デイサービスも減って、卒業者が増えるとか、卒業者が増えて利用者が減るとか、学童保育と併用の利用が進むとか、そんなふうな評価も1つあるのもいいのかなと思って、今感じまして、この国のところのサービスのところに、学童保育の利用率とか併用率みたいなのがあって、デイサービスの利用者の変移みたいなのがあって、またいいのかなと思いましたので、一言お話しさせていただきます以上です。

青木会長：ありがとうございます。では、事務局、今のほうのご発言に関して、何かコメントございますでしょうか。

事務局（鈴木）：はい、ありがとうございます。今齋藤委員おっしゃっていただいたように、今年度からこども課のほうで併用していたところが、今まで両方とも金額を負担していたんですけれども、学童のほう日割りにするというので、制度を始めたところでもありますので、今おっしゃっていただいたような併用率というの、今までなかった視点でしたので、少し考えてみたいと思います。どうもありがとうございます。

青木会長：では、ほかいかがでしょうか。特になければ、そうしましたら先に進めてさせてもらってよろしいでしょうか。

### （3）第4次村上市障がい者計画における施策の体系について

青木会長：では、議事の（3）番目のほうに移りたいと思います。先ほどもちょっと拝見しましたが、第4次の村上市障がい者計画に関して、施策の改定ですね、こちらのほう中心としたことを議題にしておきたいと思います。では、事務局、説明のほうをお願いいたします。

事務局（鈴木）：はい、ありがとうございます。それでは、議題3の第4次村上市障がい者計画、第7期村上市障がい福祉計画、それから第3期の村上市障がい児福祉計画の素案のほう、前回お送りしたものと、本日お配りしたものと、それぞれ合わせ見ながら、見ていただければと思います。

皆様に郵送させていただいたものと、それから本日お手元にお配りさせていただいたものなのですが、細かいところを見ていくと、かなり修正を加えております。たくさん直した点があるんですけれども、主なものは言葉の使い方というところも、結構直させていただきました。例えば漢字で「障害」となっているところを、「障」の字は漢字、「がい」の字はひらがなで入れるような書き方にあらためてさせてもらったところですか、それからお子さまの発達に関する表現のところを、「発達特性のある」ということで、何カ所か直させていただいたところもございます。

国の基本計画、国の計画のほうなんです、今が最新の第5次、その前が第4次ということなんです、その第4次と第5次で、項目自体は11の項目全部変わってないんですけれども、項目の順位付けが変わっておりまして、国のほうですと、権利擁護、その辺が順位的に持ち上がるという形で、一番優先度の高い順位付けになっておりました。その辺もございまして、この計画の素案の中では、権利擁護の部分を順位的に前に持ってきた形に、今回あらためております。その関係で、項目ごとの大きな中身は変わってないんですけれども、章単位で前にずれるとか、そういうところが何か所かございます。なので、お送りしたものと、こちらのほうで本日お配りしたものと、ちょっと合わせながら見ていただき



たいと思っております。

そのほかに、大きくといいますか、変えたところ、何点かございますので、そこだけピンポイントで説明したいと思っております。郵送させてもらった計画のほうのページで申し上げたいんですけども、6 ページのところ、「SDGs とのかかわり」というところで、SDGs のロゴマークが書いてあるページがございます。ここも少し変えさせていただきました。前回郵送させてもらった古いものにつきましては、先の計画を引き継ぎまして「12 の SDGs のゴール」ということで標語にしていたんですけども、今回はその中からより現実に、こちらの計画に即したものをということで、この中から 6 つ厳選させてもらいまして、表記し直してございます。

それから、古いもののページで言いますと、その次の 7 ページですね。

「計画の策定体制」というところのページになるんですが、障がい者計画等審議会、本審議会のほうと、それから村上・岩船地域の自立支援協議会の、このかかわりが同じような書き方ということで、本日ちょっとご欠席なんですけども、富樫委員のほうからお電話でご指摘がありました。審議会のほうと協議会の、やはり立ち位置といいますか、それははっきり分けたほうがいいということでご指摘受けましたので、新しいものにつきましては、審議会が計画を策定して、協議会のほうが意見を述べるというような形での、立ち位置の違いというものははっきり書かせていただきました。

また、古いほうの 42 ページですね。この辺が基本的考え方の中身になるんですが、基本目標、ここが、先に申し上げました国の順位付けの変更に伴いまして、「権利擁護のための体制整備」というのがもともと基本目標 3 というのにあったんですが、これを 1 番に持ってまいりました。基本目標の 1 番目に掲げなおした関係で、ちょっとその他、その下に連なるような主要施策等が、そういうものがすべてちょっとずれていくような格好になっております。

それから、44 ページの基本施策、これも番号が変わっております。

46 ページのところ、基本理念のほうも「権利擁護」のほうを上を持ってきた関係で、全部順番付けが変わっております。

49 ページのあたりになりますと、バリアフリーとかユニバーサルデザインというところであるんですが、49 ページのほうの⑤が「交通機関のバリアフリー化」というところなんですけども、この下に、今回ちょっと市のほうでも出前講座とかで取り組んでおります「心のバリアフリー」というのを 1 項目追加させていただきました。なので、新しいものにつきましては、この主要施策が 7 個から 8 個に 1 つ増えてございます。

同じく 49 ページの「心のバリアフリー」の下なんですけども、「防災対策」ということで、方針等書いてあるんですが、このところに昨年発生しました 8 月 3 日の水害についても述べさせていただいております。

それから、古いほうの素案のほうの 51 ページですが、4 番目としまして、見守りについての項目も 1 つ追加してございます。

古いほうの 53 ページ、こちらのほう、「生活支援の充実」ということで、こちらのほうには基幹相談支援センターについての点を追加してございます。54 ページのほうですね。新しいものでは基幹相談支援センターについても、取り組みも載せていただいております。

古いほうのページで言いますと 57 ページになりますが、「地域包括支援の推進」というタイトルにはなっておりまして、その下に、主要な施策ということで、②の「地域生活支援拠点の整備」、それから「基幹相談支援センターの整備」という項目があるんですけども、こちらにつきましてももう少し、実際に基幹相談支援センターも発足して動いておりますので、「整備を進めます」というものから、もうちょっと踏み込んだ形での書き方にさせていただいております。

**事務局（鈴木）：**新たに 79 ページ「障がい児の支援体制の整備」のところに、「ばすの一と」についての記載も入れさせていただきました。かなり項目追加したり、それから順番入れ替えたりということで、わかりにくくなってしまって申し訳なかったんですけども、今わかる限りのものをちょっと入れ直しまして、新しい素案をつくってみました。よろしくお願ひいたします。

**青木会長：**ありがとうございます。ちょっと新しいのと古いのと行ったり来たりして、何がなんだかよくわからなかったのですが。

皆様方、恐らく郵送で届いた古いほうを見て、今日ご参加いただいておりますので、古いほうのところでもちょっとご指摘いただいて、それが新しいところではどこに当たるのかっていったところで、ちょっと整理しながら進めていきたいと思っております。

では、ご意見またはご質問、確認事項もしございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。まずは古いほうのほうでご覧いただいておりますので、そちらのほうでページ番号と箇所をご指摘いただいて、それでそれを新しいところで何ページになるかということで見たいと思っております。いかがでしょうか。

そしたら、すみません。私 1 つ、今説明を受けながら、ちょっと見つけたところが 1 カ所あって。大した箇所じゃないんですけども、新しいほうですね。今日配布されたところなんですけど、46 ページの、「施策の背景」の図がありますよね。その基本目標のところ、1、2、3、4 と書かれていますよね。三角の基本目標。ここの一番上の「権利擁護・差別の解消の推進」というの書いていますが、これがその前のところに出てくる基本目標、42 ページですかね。42 ページの基本目標には「権利擁護の推進、差別の解消」というふうにして、微妙にちょっと表現が違っているのが確認できますでしょうか。これは基本目標、同じことをここに書かなきゃならないとなると、どっちかに合わせていただいている

でしょうか。どっちがいいですかね。「権利擁護の推進、差別の解消」がいいのか、「権利擁護・差別の解消の推進」がいいのか。

**事務局（鈴木）：**ありがとうございます。古いほうの42ページにあります「権利擁護の推進」、それから「差別の解消」ということで。

**青木会長** そうですね。じゃあ、その体系図のほうの基本目標の1については、じゃあ修正をしていただくということによろしいでしょうか。

**事務局（鈴木）：**はい。

**青木会長** そういったところで何かちょっと、前のところとあとのところで齟齬があるとか、そういう細かいところでも全然結構ですので、気が付いたことをご指摘いただきたいと思いますが。

先ほどありました、今日ご欠席の委員の方からのご指摘があったの、じゃあこれ、盛り込まれるということによろしいでしょうか。

**事務局（鈴木）：**はい、そうです。富樫委員から頂いたところにつきましては、先ほどの計画の策定体制のあたりですとか、それから後半のほうのPDCAサイクルの中での書き方とか、その辺もおっしゃっておられたので、そこはご意見いただきまして、本審議会と、それから（村上・岩船地域）自立支援協議会とのかかわりを明確に書き直しましたので、そこは修正入れてあります。

**青木会長：**ありがとうございます。では、いかがでしょうか。では、副委員長、お願いいたします。じゃあ、今マイクお持ちします。

**佐野委員：**今のところじゃないんですけど、ちょっと細かいことでもいいというので、ちょっと確認をしたいんです。5ページの1行目。両方も。「計画の位置付け」という4番の1行目の「本計画は……、村」と書いてあるんですけど、これは「本市」なのかなと思って、読んでたんですけど。ほんとの文字1つなんですけど。

**事務局（鈴木）：**すみません。こちらのほう、「村上市」と、加えたり削除したりしてしまっていたので「村」が残ってしまいました。すみません、打ち間違いです。ありがとうございます。

**青木会長：**いきなり市が村になったわけじゃない。じゃあこれ、誤植があったということ。そのようなことでも全然結構です。これから成案に仕上げている中で誤植があってもあれですので。じゃあ小林委員、お願いいたします。

**小林委員：**すみません。先ほど先走って質問した件で、反映されていたというふうに判断させていただきたいんですけど、新しいほうの66ページのところの（1）7番、ここが就労支援説明の場所だというふうに考えまして、簡単に言いますが「検討します」ではなく、もうすでに行っているものを記載したというふうに理解してよろしいでしょうかというの確認と、ここについて、同じ66ページの下のほうの③番の「業者選定における優遇措置を検討します」、これ、「もにす」をぜひ、ご検討を提案させていただきます。それも含めてご検討いただけるとい

うふうにとらえてよろしいのかという2点の確認です。

もう1つ、先ほど文字を統一したというお話されていたんですけども、私、前のやつを見て、ちょっと気になったのは「障がい者」という言い方と「障がいのある人」という言い方、2種類あったんですけど、今回「障がい者」に統一されてるようなんですけど、そのように理解してよろしいでしょうか。

**事務局(鈴木)：**ありがとうございます。先ほど小林委員のほうからご指摘いただいたところなんですけど、以前にお話お聞きしたところもあらためまして、少し盛り込んでみました。なので、少し直させていただきますというふうにさせていただきます。

おっしゃられた「障がい者」のところなんですけども、ほんとにいろんな書き方、文章の使い方、「障がいのある人、ない人」というふうな使い方のところとか、あと、法律の名称での「障害者」とか、そういうところだけでできるだけわかりやすい方法に持っていきたくて、市の文書とかでも、「がい」の字はひらがなで書くように、最近は努めているんですけど、そういう関連から言いますと、いろんなところでちょっと書き方があったもんで、1回全部「障がいのある人」というふうなので統一しようと思ったんですけど、そうすると文章が長くなってしまって、かえってわかりづらくなるようなところもありましたので、ちょっと心残りというか、そういうのもあったんですけど、大人につきましては「障がい者」ということで、子どものつきましては「障がい児」というふうな形で統一させていただきます。

**青木会長：**よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、ほかいかがでしょうか。では、寺澤委員、お願いします。

**寺澤委員：**よろしくお願いします。旧で言うと61ページですね。新しいところだと64ページになります。「難病や発達障がいに関する施策」というようなところなんですけれども、「施策の方針」というところで、最後のあたりに「地域における障がい者支援の仕組みを構築していくことが求められます」ということで書いてあるんですけど、ほかの項目とか見ると「目指します」とか「努めます」といった書き方になっているんですけど、こちらは「求められます」というような形で書いてあったかなと思うんですけど、この辺は何か統一していただくとか、寄せていただくのかなと思ったのが1つです

あと、その下の「主要施策」のところ「難病対策の支援」ということであるんですけども、「難病対策の支援」というよりは「難病対策の推進」とかという表記にさせていただいたほうがいいのかちょっと思いました。

あと、内容的なところにつきましても「在宅での日常の支援を行います」ということで書いてあるんですけど、もう少し難病の方々って、それぞれ疾患性だとか障がいの重さで対応とかっていろいろ求める

れるところなのかなというふうに思うんですけども、その「支援ニーズの把握」だとか「その特性に配慮した支援体制を整える」とか「サービスの利用を促進する」とか、何かそういう文言があったほうが適当なのかなとちょっと思いました。

あともう1つなんですが、精神保健福祉法が改正されて、精神障がい者と、精神保健に課題を抱えている方々がそこの支援の対象になるかなってところだと思います。その対象のちょっと拡大のあたりだとか、あと精神に限らずですけども、複合的なニーズを抱えてらっしゃる方っていうのは非常に多くて、市町村だったら福祉とか介護とか、母子保健の関係とかも非常に精神保健の方、抱えてらっしゃる方が多くて、非常にいろいろご対応いただいているところかなと思うんですけども、そういう市町村が実施主体であるということで、市町村の相談できる体制づくりみたいなのところも求められていらっしゃるのかなというところかと思えますけれども、計画の中でどのような形で反映というか、考えて、組み込んでいただけたのか、教えていただけるとありがたいかなと思います。お願いします。

**青木会長：**では事務局、いかがでしょうか。

**事務局（鈴木）：**まず、最初のほうの、すみません、難病や発達障がいに関する施策ということで、そちらについてはちょっと表現を直させていただきます。

あと、続いての「難病対策の支援」というのがあるところは「推進」ということであらためて、その中身につきましても、委員のおっしゃっていただきました「支援のニーズの把握」とか「特性に配慮した」とか、そういうような、もう少し具体的なわかりやすい内容をちょっと盛り込んでみたいと思います。

広くなった、精神の対象の拡大というところなんですけども、市町村の相談体制づくり、基幹相談支援センターにつきましても、いろいろなところに書いてありまして、「相談体制」というような項目が少しあちこちに分かれてしまってる部分もありますので。55ページ、56ページのあたりの「生活支援の充実」のなかの「相談支援体制の充実」というようなところをもう少し改正された精神のほうも記載しまして、対応したいと思います。ありがとうございます。

**青木会長：**では、ほかいかがでしょうか。では、大谷委員、お願いいたします。今マイクが参りますのでお待ちください。

**大谷委員：**では、教育のところについて、ちょっといろいろお話しさせてください。新しいほうの73ページです。主要施策のところの①なんですけども、概要のところ、「特別支援学級の設置促進や通常学級で学ぶ場合に施設・設備について配慮します」というふうに書いているんですけども、今、国のほう、それから県のほうでも、インクルーシブ教育にかじを切っているというか、もともとやっていたんですけども、より子ど

もたちに適切な学びの場というのを促進するということを進めています。結果どうなるのかと言いますと、特別支援学級は非常に多くなってきているんですが、適切な、子どもたちに応じた適切な教育環境とか学びが提供されてないのではないかという指摘があって、調査をして、調査の結果、そういう指摘が出て、今はどの学びの場でもいいんですけども、適切な学びの場というのを提供できるように就学支援委員会ということで検討していこうということになり、今現在、特別支援学級は減っている形になっています。

その代わりに、通級指導教室、通級による指導という指導の形態があるんですけども、通常学級に在籍して、自立活動の部分だけ抜けて、その教室で学ぶというような形態があるんですけども、そちらのほうが今増えてくるというような状況にあります。

ですので、「特別支援学級の設置促進」という言葉が、ちょっと今の時代のニーズに合っていないので、「特別支援学級等の学びの場の充実」とか「適切な提供」とか、そういう文言に変えたほうがいいのではないかということです。以上です。

**青木会長：**はい、具体的な現状を踏まえたご意見、ありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。

**事務局（鈴木）：**ありがとうございます。先生おっしゃられるような観点で、もう少し現在の状況に合わせた形での表現にあらためさせていただきます。ありがとうございました。

**青木会長：**はい、では、ほかは。今のように、ご自身の、それぞれ委員の専門といいますか、実際携わってらっしゃるところの観点で、いろいろ書かれてる項目がありますので、そういったこともあらかじめご覧いただいて、書きぶりがこれでいいのかどうかというところ、その辺ちょっと見ていただくとありがたいんですけど。そうですね。

それこそ佐藤委員、民生委員でいらっしゃるんですけども、民生委員さんが相談支援のところ出てくるんですけども。どこだったでしょうか。新しい、今日配られた資料のほうの例えば 56 ページのところ「民生委員・児童委員の啓発」というのが④番に出てきていますが、この辺の書きぶりなんかは、よろしいでしょうか。

**佐藤委員：**特別、私ここで疑問に思ったのはなかったんですけど、私も自分が民生委員として、いろんな相談を受けるという形で、行政とのつなぎ役ということでございますので、特別私のほうでは疑問に思ったことはなかったんですけど。

**青木会長：**はい、ありがとうございます。

**事務局（石田）：**すいません。今の件について、よろしいですか。

**青木会長：**はい、お願いします。

**事務局（石田）：**私、この項目を載せさせていただいたんですけど、民生委員協議会さんのほうからも、民生委員の活動を通していったときに、

なかなか民生委員の活動が市民の方にまだ理解されていないというところも、ちょっと多いというお話もありましたので、民生委員・児童委員ってこんな役割、こんな活動をしてるんだよっていうところを、市報等の特集等を組みまして、ちょっと広く民生委員のお仕事などを周知する。それによって、逆にまた相談が受けやすくなるというような形で、この項目を入れさせていただいた次第でございます。

**青木会長：**ありがとうございます。では、ほかはいかがでしょうか。

医師である須貝委員にあれですけど、新しいほうの資料のほうの60ページからの基本施策で「保健・医療の充実」の部分が出てきているんですけども、こういうの概観されて、何かお気づきの点、またご指摘いただける点、何かございますでしょうか。

**須貝委員：**ありがとうございます。はまなす病院の須貝です。内容、項目名に関しては特別ないんですけども、かなりこの部分になるとですね、実際にいろいろ推進とか促進とか、内容についていろいろ書かれてるんですけども、今後どうやって実際に、地域包括になるんですけども、どのような団体、組織がどれぐらい連携して、実際にやっていけるのかどうかということが問題になるんじゃないかなと思いつつ、ずっと皆さんのご意見を拝聴しております。

**青木会長：**ありがとうございます。そうしましたら、団体代表されてる遠山委員からも一言、全般的に眺めていただいて、何かご発言、もしありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**遠山委員：**特にありません。

**青木会長：**よろしいでしょうかね。ありがとうございます。では、特にご発言がほかにないようですので、じゃあこちらのほうで先に進めさせていただきます。

## 5. その他

### (1) 今後のスケジュールについて

**青木会長：**そうしましたら日程5になりますが、今後のスケジュールにつきまして、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

**事務局（鈴木）：**ありがとうございます。本日、大変たくさんのご意見頂きまして、ほんとにありがとうございます。やはりちょっと事務方だけ見ていては気づかないような部分がたくさんありまして、ほんとにご指摘ありがとうございます。

今後につきましては、本日頂いたご意見を、また新しい素案にさらにまとめまして、委員の皆様、それから本日ご欠席の委員の皆様にもお送りして、お直しいただいたところにつきまして、ご意見頂いて、またさらにいいものにしていきたいと思っております。

この後、予定ですと、パブリックコメントとか、それから先ほど出てきておりました村上・岩船地域自立支援協議会、こちらの委員の皆様にも

もちよつと見ていただきまして、またそこでもご意見等頂ければ、反映できるところはしていきたいと思っております。

こちらの計画のほう、まとまりましたら、また1回目のときのように、市長に答申という形で、形になったものを届けたいと思っております。その日取りなんですけども、年が明けまして3月12日の火曜日、また午後その席を設けたいと思っております。以上でございます。

**青木会長：**ありがとうございました。では、今ご説明がありましたとおり、本日の意見をまた含めた形で修正をし、それから今度はパブリックコメントという形で市民に見ていただき、ご意見を頂くというプロセスがあります。そこで市民の皆さんから多くの例えば修正が、またご意見等がもしあって、本日お配りした計画、素案がまたかなり大幅に修正されるようなことがあった場合、またあらためて皆様方にお声掛けして、また日程調整して、委員会のほうを開催したいと思いますが、特にそうでなければ、パブリックコメントを経て、特に大きな修正がなければ、副会長と私、会長のほうと、あと事務局のほうでちょっと見させていただいて、それで最後3月、今12日と日程がありましたが、市長への答申という形の流れで進めさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

**委員の皆様：**異議なし。

**青木会長：**ありがとうございます。そういった形で、3月までだいぶまた期間が空きますが、その間に事務局のほう修正と、あとはパブリックコメントで市民からの意見をさらに吸い上げていただいて、最後成案に仕上げさせていただくということで、時間を頂くということをお願いしたいと思えます。

ですので、皆様方、今お話がありました3月12日、午後でのご予定をお願いをしたいと思えます。そこで市長に対する答申ということで、本委員会、最終的な計画を一緒にお渡しするときの場になりますので、よろしくお願ひします。

では、基本的には本日のこの施策の改訂、また細かい修正につきましては、たくさん意見もらいましたが、まずは原案どおり進めさせていただくということをお願いをしたいと思えます。ありがとうございました。

では、ちょうど開始から1時間半ぐらいになりますでしょうか。では、次第のほう、最後、その他、スケジュール、今話ありましたが、その他のその他ということではありますが、事務局のほうで何か、お話ありますでしょうか。

## (2) 村上市重層的支援体制整備事業の実施計画(案)について

**事務局(石田)：**すみません。ちょっと今、資料のほう配っておりますが、配り終わりましたら説明したいと思えます。行き渡りましたでしょうか。すみません。



村上市重層的支援体制整備事業の実施計画（案）ということで、皆さんのところにお配りいたしました。実はこの重層的支援体制整備事業というのは、社会福祉法のほうに出ておまして、今全国的に問題が複雑化、複合化している対象者を、包摂的に包み込むような形の支援をするために、高齢、介護、あと障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野の既存の相談支援機関が、庁内の関係各課が縦割りではなく、対象者の属性、担当課等の枠組みを超えて、お互い連携、協働して支援する体制のことを、重層的支援体制整備事業ということでいいます。これ、国が令和3年度から、やるようにということで示したものでございます。それで、うちのほうでは、実は令和3年度からこの準備態勢に入ってまして、令和3年度、4年度、5年度。今、5年度最終です。これ、6年度にこの整備事業を行うということでやっております。

具体的に言いますと、例えば介護のほうで、ちょっと介護サービスの相談に来たといったときに、そこで介護のサービスだけで終わってしまうというのが、ほかの自治体とか、今それで終わってしまうんですけど、よくよくその世帯を見ると、そこに例えばひきこもりの子どもがいたり、あと虐待されてる子がいたり、ほかの課にまたがるような複雑化、複合化したもの。また、サービスを受けたいけれども、実は貧困世帯だったというような状況があります。

ですので、今の現状の体制で、例えば介護のサービスだけの、相談に行ったとしても、今現在うちのほうでもこの世帯をアセスメントして、ちょっと貧困の問題があるとか、ちょっと障がい者が実はちょっといますよとなれば、今、各課にそういう相談者がいますので、それを全部引きつれて、そこでケース会議をするような、そんな感じで今実際のところやっている体制を、その実施計画に載せたようなものでございます。今現在やってるものを当てはめるといような形になります。

ページを、1ページめくっていただけますでしょうか。1ページ目のところに「重層的支援体制整備事業の実施について」ということで、下の表、こちらのほうが整備事業の体系になっています。ここの改正社会福祉法という左のほう、第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号までやるものが、この重層的支援体制の整備事業ということになります。

第1号のところ、これが包括的相談支援ということで、イ、ロ、ハ、ニというふうになりますが、それぞれ今やっている分野、右のほうですね。介護、障がいの子ども、生活困窮ということで、それぞれの事業やっております。第2号、これは参加支援でございます。いろんなことにつなげていくという、就労支援や見守りなどの提供を行う。あと3番目、地域づくりに向けた支援ということで、今それぞれ介護でも障がいでも子どもでも生活困窮でもやっているもの。あと4番、第4号がアウトリーチですね。継続的に支援を続ける機能。そして5番目、多機関協働と

ということで、村上市内にあるさまざまな支援団体、こういったものを、全体を通して調整する機能でございます。そして6番、これについては具体的に支援プランをつくっていきこうというところでございます。

これをめくっていただいて、それぞれ事業実施の中身について書いてあります。これはちょっと省略させていただきます。一番最後に、図式で流れが出てると思います。要はこの「重層的支援の流れ」というところで、こういう世帯がありますね。お母さん、75歳、寝たきり状態、実は支援を拒否してます。そこのお子さん、45歳。2年前から無職で引きこもり。その息子さん、高校を中退して、進路が未定になっていますよというような、こういうような複雑化した世帯が今増えているという状況ですので、これを取りこぼさずに、うちの相談支援のすべての者がかかわって行って、支援会議、アウトリーチ、そして重層的支援会議等を通じて、みんなで支えていきたいと思いますというような事業でございます。

今、現に実際うちのほうでもやっているような形ではございますけども、この6年度から正式に国の支援を受けてやっていく次第でございます。実際、県内でも今やってる所はなくて、6年度から実施する予定ではうち、村上市、あと新潟市さんと柏崎市、関川村ということでやる予定でございます。

これ、いいところというのは、今まで各、縦割りですので、それぞれの補助金というのもそれぞれの課で申請してたんですけども、一括で申請して、例えば介護のほうで支援、補助金が余ったという場合に、子どもの方の支援にも持っていけるような、そんな形になっております。

うちのこの事業は総合、相談部署を一本化する取り組みではなくて、分散化して、多機能の相談支援窓口が、個々持っている専門性、機能をコーディネートして、組み合わせ、包括的に支援をするというものでございます。

これにつきまして、ちょっと今ここでご意見等、これ見て、なかなか言えないと思いますので、ご質問でもいいですし、こういうような、こうしたらいいんじゃないかとかっていう意見ございましたら、11月末ぐらいまでに福祉課のほうにご連絡いただければと思います。すみません、長くなりましたが、以上でございます。

**青木会長：**ありがとうございました。今お話があったとおりです。私が何かコメントする必要はないんですけども、まさに縦割りでずっと来ていて、福祉のさまざまな制度。家の中で起こってることというのは決して法律ごとで起こってるわけじゃありませんので、これはすべて丸ごと解決するという仕組みを、村上市はこの「重層的支援体制整備事業」でかなえていくということですので。

この中ご覧いただいたとおり、障がいを持ってる方がお住まいのご家庭の例なんかたくさん出てきますので、ぜひこれをご覧いただいて、また何かご意見、またありましたら、今、補佐のお話あったとおり、必

要があったときお寄せいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、ほかに事務局、よろしかったでしょうかね。では、進行のほうは、一度事務局のほうにお返ししたいと思います。

## 6. その他

**事務局（石田）：**ありがとうございます。それでは最後に、閉会のあいさつを、副会長の佐野副会長からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**佐野副会長：**皆さん、大変お疲れ様でした。時間の中で、今日ほんとにたくさんの方が話し合いをされたと思っています。私なんかは頂いたこの分厚い資料を何とか目を通すと書いてあったので、ほんとに見るだけでも何かこう、自分の頭の中がいっぱいいっぱいになっていたんですが、本日会長さんの進行で、現場に携わっている方からはほんとに読みこなした中で、疑問だとかご指摘だとかほんとにたくさん出て、それをまた聞きながら、ああ、そういうこともあるんだなというのを、非常に私自身がたくさんのご意見を勉強させていただきました。

今日は7期の福祉計画のサービス見込量と、3期の障がい児福祉計画のサービス見込量、それから村上市における第4次の施策の改定についてご審議いただきましたが、ほんとにたくさんのご意見を頂きながら、この頂いた資料に加えた改正点を、また事務局のほうからもつくっていただいたものに加えてのことでしたので、ほんとにいい計画ができるんだろうなというふうに実感しています。これが、これからまたパブリックコメント等を通して、広くまた一般の方からもご意見いただくと、またそれなりの実際の方の意見というのがまた加わるかもしれないですが、ほんとに村上市で生活していく上で、障がい児者を住みやすく、安心して暮らせるという方向に行く計画ができるのではないかなというふうに思っています。

それから、ちょっと余談なんですけど、「ばすのーと」の話が最初に皮切りに出ましたが、全国の手をつなぐ育成会という親の会のほうで、昔「QOLノート」というのを実際つくったんですね。それで、それが全部まいたんですけど、全国のほうで少し使われ始めて。そのころは村上市も、全然そういう個人のいろいろな情報が詰まってるようなものを書くものってなかったんですけど、近年、その「ばすのーと」ができて、それで昨年度ですかね、「ばすのーと」の使い方というので、またオンラインでも講演というか、ご指導いただいて、そういうふうに変更しながら「ばすのーと」というのが使われるようになってきてるんだなというのを実感したところですよ。

だから、ほんとにいいものであっても、それが広く知られて、そしてみんなの中でやはり活用されて、より良いものになっていくので、やっ

ぱり時間がすごくかかるんだなと思いましたが、着実にその「ぱすの  
一と」が認知され始めてきて、それで昨年、(村上・岩船地域) 自立支援  
会議で、実際それがあっても、ほんとに現場の先生方がそういうものが  
わからないと、親が一生懸命書いててもうまく機能しないので、その辺  
の普及についてちょっとお聞きしたら、やっぱり学校の先生方を集めて  
の研修とか、そういうのもされてるとする市の取り組みもお聞きできま  
したので、やっぱりいいものつくっても、それがつくるのが目標じゃな  
いのですので、それをどんどん時間をかけて、そして、広くやっぱりみん  
なの力で良くしていかないと、それは進んでいかないとします。

だから、そういう意味では、今日その土台の計画を立てたら、それを  
どんどん広げて、そして実際、この会でもまた1年ごとぐらいでしよ  
うか、そういう進展について、またお聞きできたり、協議できると思  
うので、今日がこの新しい計画のスタートになるんだなと思します。ほ  
んとにいいものになるよう願っていますので、また委員の皆さんから  
も、これからまた一層のご協力を頂きながら、ご指導も頂ければと思  
っております。

ほんとに今日は短い時間でしたが、内容の濃い、いろんな話ができて  
良かったと思します。大変ありがとうございました。以上です。

**事務局(石田)**: ありがとうございます。それでは以上をもちまして、  
令和5年度第2回村上市障がい者計画等審議会を閉会いたします。本  
日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

以上